員

(左表参照

経費節減と地域配布文書の合理化のため、 今回から「広報たはら」に掲載します。

平成23年6月1日 田原市農業委員会

☎23局3519/FAX22局3817

http://www.city.tahara.aichi.jp/section/noui/

☑農業委員会委員選挙人名簿登載者数

心 成不又只立又只应于八口/万里和				
投票区名	男	女	計	世帯数
東部	143	123	266	116
童浦	137	114	251	114
童浦第2	95	87	182	81
大久保	137	117	254	96
中部	132	111	243	122
神戸	272	248	520	187
大草	71	64	135	50
野田	201	158	359	144
野田第2	100	103	203	81
六連	148	137	285	96
高松	199	176	375	123
赤羽根	234	212	446	166
若戸	272	246	518	186
泉	218	194	412	142
伊川津	113	109	222	85
清田	198	166	364	141
福江	242	207	449	154
中山	300	274	574	184
小中山	215	204	419	147
亀山	176	166	342	114
伊良湖	103	100	203	68
堀切	257	236	493	175
和地	183	174	357	120
計	4,146	3,726	7,872	2,892

月31日に確定しました。 員会委員選挙人名簿登載者数を、3 の縦覧を行い、 1日現在で 成23年1月 会では、平 挙管理委員

委員会委員選挙人名簿登載申請書」 農家の皆さんから提出された「農業 田原市選 投票区ごとの農業委

理をしましょう。 地は自分で責任を持って、適正な管 啓発活動を行っています。自分の農 散する10月を「耕起月間」と定め、 けることになります。 病害虫発生前の7月、 農業委員会では、田植え前の4月、 雑草の種が飛

農地法第4条許可]

駐車場・資材置場などにするとき 自分名義の農地を、自分で宅地や

フ月は 「耕起月間」です

平成23年度

確定のお知らせ

辰業委員会委員選挙人名簿

耕作放棄地の解消・予防に ご協力をお願いします

害虫が発生したり、環境へも悪影響 を及ぼしたりして、周囲に迷惑をか うと、再び利用するために相当な労 力や経費を必要とします。また、病 農地は、一度遊休地になってしま

農地法第5条許可】

置場などにするとき りたりして、宅地や駐車場・資材 自分名義以外の農地を買ったり借

が必要となりますので、農業委員会 されていれば農地とみなされます。 耕作されていなくても農地としてみ なされ、地目が農地でなくても耕作 へご相談ください。 次のような場合には、事前に許可 農地は、 地目が、農地、であれば

農地の転用には 無断転用は法律違反です!

農地法の許可が必要です